

目的積立型定期預金

〔2023年6月1日以降、新規口座開設停止〕

(2026年4月1日現在適用中)

1. 商品名	目的積立型定期預金
2. 対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期で積み立てる場合は、制限ありません。 ・期日指定定期預金で積み立てる場合は、個人のお客さまに限定させていただきます。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・目標日ランダム型 預入日より6ヶ月以上13年以内で最大3回まで目標日をご指定いただけます（各目標日までの期間は6ヶ月以上7年以内）。 ・目標日サイクル型 初回目標日以降、6ヶ月ごと、1年ごと、2年ごと、3年ごとの4種類のサイクルで目標日をご指定いただけます（初回目標日までの期間は6ヶ月以上7年以内）。
4. 預入方法	
(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・初回は店頭でのお預入れに限らせていただきます。 2回目以降は自動振替でのお預入れとなります（窓口・ATMでのお預入れも可能です）。
(2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上（口座開設時に限り、初回預入金額は1万円未満も可能です）。 ・1回あたりの預入上限は、個人のお客さまは300万円未満、個人のお客さま以外は1,000万円未満となります。
(3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位
5. 作成する定期の種類	<p>以下の定期預金を定期的に積み立てます。</p> <p>①初回預入 目標日までの期間に応じて、自動継続扱いのスーパー定期もしくは期日指定定期預金のいずれかを作成します。</p> <p>②2回目以降の預入 目標日までの期間に応じて、自動継続扱いのスーパー定期もしくは期日指定定期預金のいずれかを自動で作成します。</p>
6. 振替サイクル	<p>毎月、2ヶ月ごと、3ヶ月ごとのご指定いただけます。</p> <p>※別途、積増月もご指定いただけます。</p> <p>※平常月と積増月が重なる月は積増月のご指定金額をお振替えします。</p>
7. 払戻方法	指定された目標日に指定預金口座へ自動入金します。
8. 利息	
(1) 適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ・各預金明細の預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期（2年）以外の種類の定期預金で積み立てた場合は、満期日以後に一括してお支払いします。 ・スーパー定期（2年）で積み立てる場合は、中間利払日（預入日から1年後の応当日）および満期日に分割してお支払いします。 <p>なお、中間利払日にお支払いする利息は、預入日からその中間利払日の前</p>

<p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 課税</p> <p>(5) 利率情報の入手方法</p>	<p>日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）により算出します。 <p>ただし、期日指定定期預金については1年ごとの複利計算を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま・・・20.315%の分離課税※ ・法人のお客さま・・・総合課税（非課税法人の場合は非課税） <p>※2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行ホームページ「金利一覧」にてご確認くださいか、窓口までお問い合わせください。 																						
<p>9. 手数料</p>	<p>不要です。</p>																						
<p>10. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満20才以上の個人のお客さまは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（少額貯蓄非課税制度）がご利用いただけます。 																						
<p>11. 中途解約時の取扱い</p>	<p><スーパー定期の場合></p> <p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともにお支払いします。ただし、解約日における普通預金利率が預入時の約定利率（自動継続の場合は継続時の定期預金利率）を上回る場合、預入時の約定利率（自動継続の場合は継続時の定期預金利率）が上限となります。</p> <table border="1" data-bbox="488 1111 1390 1294"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>預入日におけるこの預金の「6ヶ月」もの店頭表示利率×70%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>預入日におけるこの預金の「1年」もの店頭表示利率×70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中間払利息支払済の場合は、上記利率により算出した支払利息と中間払利息との差額を清算します。</p> <p><期日指定定期預金の場合></p> <p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により、1年ごとに複利計算した利息とともにお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="488 1525 1390 1850"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上</td> <td>通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年半以上</td> <td>通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上</td> <td>通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年半以上</td> <td>通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	預入日におけるこの預金の「6ヶ月」もの店頭表示利率×70%	1年以上2年未満	預入日におけるこの預金の「1年」もの店頭表示利率×70%	中途解約日までの期間	中途解約利率	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率	6ヶ月以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×40%	1年以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×50%	1年半以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×60%	2年以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×70%	2年半以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×90%
中途解約日までの期間	中途解約利率																						
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率																						
6ヶ月以上1年未満	預入日におけるこの預金の「6ヶ月」もの店頭表示利率×70%																						
1年以上2年未満	預入日におけるこの預金の「1年」もの店頭表示利率×70%																						
中途解約日までの期間	中途解約利率																						
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率																						
6ヶ月以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×40%																						
1年以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×50%																						
1年半以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×60%																						
2年以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×70%																						
2年半以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×90%																						
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者一人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。</p>																						
<p>13. 当行が契約している</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会</p>																						

〔商品概要説明書：目的積立型定期預金〕

る指定紛争解決 機関	連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
---------------	--